

商品券加盟店登録希望のみなさまへ

換金は、**原則振込**となります。

「みやこ町商工会商品券加盟店登録申込書兼振込口座届出書」に必要事項をご記入の上、商工会窓口までご提出ください。

☆注意事項☆

①換金締日と換金日について

換金の際は、**商品券裏面に事業所名を記入又は押印**の上、商工会窓口までご持参ください。換金締日は月2回15日と月末です。

締日		入金日
・15日	→	25日
・末日	→	翌10日

※土・日・祝日と重なる場合等振込スケジュールが変更となる場合があります。

②取扱金融機関について

振込の取扱金融機関は、JA福岡京築・ゆうちょ銀行・そのほかの金融機関です。

JA福岡京築、ゆうちょ銀行以外でのお振込みをご希望の場合は、**振込手数料は事業所さま負担**になりますので、ご了承ください。

ご不明な点は、商工会までご連絡下さい。

みやこ町商工会 TEL：0930-33-2086

☆お願い☆

①使用有効期限について

使用期限は、商品券表面に記載された日付までです。有効期限を過ぎた商品券は預からないでください。無効となります。

②換金期限について

換金期限は、有効期限後の翌月15日までです。期限を過ぎた場合は、換金を受付できません。受け入れた商品券は速やかに換金手続きをお願い致します。

～一般販売（プレミアムなし）商品券見本～



↑使用有効期限を必ずご確認ください。

お客様への注意事項

- ◆本券は、みやこ町内の加盟店のみで使用できます。
- ◆本券は、現金とはお引換できません。
- ◆本券で他の商品券、公共料金券の交換及び有価証券等の購入には使用出来ません。
- ◆本券に発行印・番号のないものは無効です。
- ◆本券の盗難、紛失または滅失等に対しては、発行者はその責を負いません。
- ◆本券では約款は支払われません。
- ◆商品券を使用できない事業所も、ありますので、使用時にご確認ください。

みやこ町商工会
京都府みやこ町豊津1108
TEL 0930-33-2086

加盟店への留意事項

- ◆換金はみやこ町商工会本所・支所にて行います。速やかにご持参下さい。
- ◆必ず店名(事業所名)をご記入ください。

換金期限は、有効期限後、翌月15日受付分までです。

店名(事業所名)

事業所印を
押印して下さい。